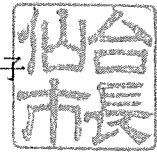


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、開発事業計画書及び開発事業構想検討書（以下「開発事業計画書等」という。）の提出のあった下記の開発事業について、条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告し、開発事業計画書等を縦覧に供します。

なお、開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者は、この公告の日から、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、事業者に意見書を提出することができます。

令和 7 年 11 月 28 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 社会福祉法人千代福祉会 理事長 鈴木邦夫
住所 仙台市青葉区芋沢字畑前北 62 番地
名称 社会福祉法人千代福祉会芋沢字赤坂ますみ学園移転建替事業
種別 区画形質の変更、工作物の新築
目的 知的障害者福祉法に基づく障害者支援施設の移転建て替え整備をするため
内容 現況が農地（休耕地）及び山林である土地の区域内において、面積約 9,254㎡の土地を造成して、建築面積約 2,800㎡の木造平屋建ての建築物 1 棟を設置し、知的障害者支援施設ますみ学園の用に供する。
位置 仙台市青葉区芋沢字赤坂 5 番 26、5 番 27 の一部、5 番 29 の一部、21 番 3 の一部、21 番 11、21 番 35、21 番 36、21 番 37 の一部、21 番 38 の一部、21 番 40 の一部、21 番 42 の一部、47 番 1 の一部
面積 9,254 ㎡

2 開発事業計画書等の縦覧の期間及び時間

期間：令和 7 年 11 月 28 日から令和 7 年 12 月 19 日まで
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）
時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課

4 意見書の提出先等

住所 宮城県富谷市富谷仏所 226-2
担当 有限会社アサイ土木開発設計 浅井治行

注意事項 意見書には、次の事項を記入して下さい。

- (1) 意見書の提出の対象である開発事業の名称
- (2) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見